

富士吉田市農業委員会 令和5年3月定例総会議事録

1、招集期日 令和5年3月29日（水）

2、招集場所 環境美化センター 3階会議室

3、出席委員（12名）

会長 加々美和也（第10番）

会長職務代理 佐藤万吉（第3番）

第1番	藤井與三郎	第4番	小俣 創	第5番	小野利壺
第6番	渡邊和英	第7番	渡邊孝治	第8番	田邊綾子
第9番	権正常夫	第11番	勝俣道明	第12番	梶原 久
第13番	宮下師貴				

また、出席した農地利用化最適推進委員は4名であり次のとおりである。

小俣和善、眞田眞喜雄、勝俣敏日古、羽田善行

4、欠席委員 2番 小俣 俊子 第14番 滝口信夫

5、議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第七 議案第5号 農業委員の辞任願いの取り扱い（同意の可否）について

6、職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 厚

事務局次長 加々美繁彰

会計年度任用職員 網倉郷美

7、開議 午後2時

○ 事務局長

はい、議長。

農林課から桑原くんが前回の補助金の補足説明に来てくれていますので、開会前ではありますが、少しお時間をお願いします。

(桑原君の説明終了後)

それでは、議長、総会の進行をお願いいたします。

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会3月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員12名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

なお、滝口 信夫委員、小俣 俊子委員、遠山 隆雄推進委員、舟久保 太郎推進委員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、第9番 権正 常夫 委員、第11番 勝俣 道明 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

(午後2時22分休憩)

(午後2時25分再開)

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

議案第1号、第3委員会の1件について説明します。1ページをお開きください。(受理番号3-13の議案朗読)

それでは、3条調査書をご覧ください。(3条調査書により譲受人としての要件該当を説明後)

以上により、本案の譲受人は、譲受人としての要件を満たしており許可すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、補足説明がありましたら、お願いします。

○ 第3委員会委員長（田邊 綾子 君）

第3委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後、申請のあった現地を確認しました。受理番号3の13の申請地は、魚吉会館の北東、約110mに位置し、現況は、休耕地であります。譲受人としての要件につきましては、事務局説明のとおり、譲受人は条件を満たしているものと考えられますので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、只今の事務局、第3委員会の説明に対し、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。これにより、議案第1号の農地法第3条許可申請1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第2委員会の転用許可申請1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(小林 厚 君)

【受理番号4の22の議案朗読後】

本案は、自己の住宅の進入路の一部が農地のままであったことが判明したため、追認申請を行うものです。農地区分は第3種農地であり、また、不都合はありませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員(小野 利壹 君)

第2委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の22の申請地は、富士見バイパスの「浄化センター入口交差点」の北西、約130mに位置します。第3種農地であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。

第 2 委員会の 1 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第 3 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(小林 厚 君)

【受理番号 4 の 23 の議案朗読後】

本案は、住宅敷地の一部が農地のままであったことが判明し、所有者が追認申請するものです。農地区分は第 3 種農地であり、また、不都合はありませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 3 委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 3 委員会委員(田邊 綾子 君)

第 3 委員会から報告いたします。3 月 22 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 4 の 23 の申請地は、下吉田駅の南東、約 60m に位置し、市道に面する土地です。第 3 種農地であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 3 委員長からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第 3 委員会の 1 件について採決いたします。第 3 委員会の 1 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第 4 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

【受理番号４の２４の議案朗読後】

申請者は、申請地に賃貸住宅（１戸建て）を建築する計画です。農地区分は第３種農地であり、また、不都合はありませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第４委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第４委員会委員（権正 常夫 君）

第４委員会から報告いたします。３月２２日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号４の２４の申請地は、職業訓練所の北西、約３００ｍに位置します。第３種農地であり、周囲の状況から問題はありませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第４委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 梶原委員

議案書に「追認」の表示がありませんが。

○ 事務局（次長）

既存の建物を取り壊して、新築しますが、無断転用に係る既存住宅の取り壊し部分は、申請での事業計画外の扱いとなります。

○ 梶原委員

了解しました。

○ 議長（会長）

それでは、第４委員会の１件について採決いたします。第４委員会の１件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。これにより、議案第２号の農地法第４条許可申請３件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第五、議案

第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

【第1委員会の受理番号5の66の議案朗読後】

本案の譲受人は、申請地を買い受け、テナント兼自己住宅を建設する計画です。農地区分は、第3種農地であり、また、不都合はありませんので、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の66の申請地は、昭和大学入口から南東、約140mに位置し、横町バイパスに面する土地です。第3種農地であり、周囲の状況から問題はありませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

【第2委員会の受理番号5の69,77,78,79の4件の議案朗読後】

まず、受理番号5の69につきまして、譲受人は、申請地を買い受け、集合住宅を建設する計画です。農地区分は、第3種農地であり、また、不都合はありませんので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の77につきまして、譲受人は、住宅の新築に伴い、建築基準法上の接道要件を満たすため、申請地を買い受け、住宅までの進入路を拡幅する計画です。また、次の受理番号5の78につきましては、譲受人は、申請地を買い受け、農耕車が進入できるよう、所有する農地への進入路拡幅を図る計画です。いずれの農地区分も第3種農地であり、また、不都合はありませんので、許可相当と考えます。次に、受理番号5の79ですが、譲受人である不動産会社は、申請地を買い受けて、申請地の近隣で福祉施設を経営する法人へ申請地を貸付ける計画です。農地区分は、第3種農地であり、また、不都合はありませんので、許可相当と考えます。以上4件について、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の69の申請地は、よし池温泉前駅の西、約150mに位置します。農地区分は、第3種農地であり、隣接する農地権利者の承諾も添付されており、その他の問題もありませんので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の77及び、その隣接地の受理番号5の78の申請地は、第3保育園の北、約200mに位置します。第3種農地であり、また、周囲の状況からも問題は認められないので許可相当と考えます。

次に、受理番号5の79の申請地は、「富士吉田住宅公園」の東、約90mに位置します。農地区分は第3種農地であり、隣接する耕作地も無く問題はありま

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の4件について採決いたします。

第2委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の6件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(小林 厚 君)

【第3委員会の受理番号5の70から75までの6件の議案朗読後】

まず、受理番号5の70につきましては、譲受人は、申請地を買い受けて、従業員用等の駐車場として利用する計画です。また、その隣接地である受理番号5の71につきましては、譲受人は、申請地を買い受け、自己の住宅敷地とする計画です。いずれも農地区分は第3種農地であり、不都合な点はありませんので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の72につきましては、譲受人は、申請地を買い受け、住宅敷地とする計画です。また、その隣接地である受理番号5の73につきましても、譲受人は、申請地を買い受け、住宅を建築する計画であります。農地区分は、いずれも第3種農地であり、また、不都合は認められないので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の74につきましては、譲受人は、親族から申請地の贈与を受け、近隣住民等の駐車場用地として利用する計画です。なお、本案につきましては、既に申請用途で使用されていますので、追認案件となります。農地区分は、第3種農地であり、不都合な点はありませんので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の75につきましては、譲受人は、申請地を買い受け、住宅敷地とする計画です。第3種農地であり、不都合もありませんので、許可相当と考えます。以上6件についてご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員長(田邊 綾子 君)

第3委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の70及び受理番号5の71の申請地は、市民会館の南西、約70mに位置します。農地区分は、第3種農地であり、周囲の状況から問題はありませんので、いずれの案件も許可相当と考えます。

次に、受理番号5の72及び受理番号5の73の申請地は、竜ヶ丘会館の南、

約 200mに位置します。農地区分は、第 3 種農地であり、周辺の状況から問題は無く、許可相当と考えます。

次に、受理番号 5 の 74 の申請地は、市営尾垂団地の南東、約 100mに位置します。隣接農地の承諾が付されており、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。

次に、受理番号 5 の 75 の申請地は、イッツモア赤坂店の東、約 150mに位置します。隣接地に耕作地はなく、問題はありませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 3 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 佐藤委員

受理番号 5 の 72 及び受理番号 5 の 73 の申請地の両方に同じ地番の土地が掲載されているが、どういうことですか。

○ 事務局（次長）

受理番号 5 の 72 及び受理番号 5 の 73 は、同じ譲渡人であり、両申請地は、分筆の上、2 区画を各譲受人へ売渡すものですが、ご質問の土地につきましては、共有道路として、2 件の申請地に該当するものです。

○ 佐藤委員

わかりましたが、それなら、議案書にその旨の記載をすべきです。次からそのようにお願いいたします。

○ 議長（会長）

それではこれより、第 3 委員会の 6 件について採決いたします。第 3 委員会の 6 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第 5 委員会の 3 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

【第 5 委員会の受理番号 5 の 67、68、76 の 3 件の議案朗読後】

まず、受理番号 5 の 67 につきまして、譲受人は、申請地を買い受け、事業用

の貨物自動車等の駐車場として利用する計画です。農地区分は、住宅地に接続する第2種農地となりますが、不都合な点もありませんので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の68につきまして、譲受人は、申請地を買い受け、事業用の廃棄物収集運搬用車両等の駐車場及び資材置場として利用する計画です。農地区分は、こちらも住宅地に接続する第2種農地となりますが、不都合な点はありませんので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の76ですが、譲受人は、申請地を有償で借受けて、事業用の資材置場として利用する計画です。既に申請用途として使用しているため、追認申請であります。本案の農地区分も、住宅が連担していますが用途指定がない区域であり、第2種農地となりますが、不都合はありませんので、許可相当と考えます。以上3件について、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の67の申請地は、背戸山トンネル北側の出口から約100mの市道沿いに位置します。隣接する耕作地の承諾も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の68の申請地は、背戸山トンネル北側の出口から約250mの市道沿いに位置します。周囲の状況から問題はなく、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の76の申請地は、「明見湖公園駐車場」の隣接地となります。周辺は住宅地であり問題は無く、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の3件について採決いたします。第5委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請14件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

今回は、設定件数20件であります。うち新規設定は、受理番号11及び受理番号20の2件となっています。新規案件の議案については朗読します。委員会準にまず、第1委員会の20番から説明。（新規2件議案朗読後）。その他の案件の詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で、かつ認定農業者の案件でないものについて、各地区担当の推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会（小俣 和善 君）

第1委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号20の申請地は、鐘山グラウンドの南東、約300mに位置します。借受人は、水稻を栽培する計画であり、また、事務局の説明のとおり、借受人としての要件を満たしており、承認すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

続いて、第4委員会から報告をお願いします。

○ 第4委員会（勝俣 敏日古 君）

第4委員会から報告いたします。3月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号11の農地は、職業訓練所の東、約200mに位置し、「大明見耕地整理区域」にある農用地です。借受人は、季節野菜などを栽培予定ですが、十分な実績を有しており、借受人としての要件を満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、担当地区の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号「農業委員の辞任願いの取り扱いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長

議案第5号についてご説明いたします。

(議案朗読後)

農業委員の辞任の手続きにつきましては、農業委員会等に関する法律により、任命者である首長(市長)と農業委員会の両方の同意が要件とされていることから、今般、市長から農業委員会に対し、滝口委員からの辞任願いに同意してよろしいか、意見伺いがございました。つきましては、この総会にて、滝口委員の辞任願いに農業委員会として同意するかどうか、ご審議をお願いいたします。

辞任理由につきましては、皆様ご承知のとおり、体調があまりよくありませんでしたが、ここのところ特に思わしくなく、任期満了まで数か月ではありますが、籍を置いたまま職責を果たせないのは、本意でないので、是非、辞任をご承認いただきたい、ということであります。

なお、後任の補充につきましては、4月から次の改選手続きが始まる場所ですので、一連の手続きを取る暇(いとま)がないことから補充できませんので、この旨ご了解の上、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

只今、事務局から説明がありましたが、滝口信夫委員の辞任願いについて、市長から農業委員会へ「同意の可否」について意見照会がありましたので、採決を取りたいと思いますが、何か質疑はございますか。

(質疑なし?)

○ 議長(会長)

それでは、採決を取ります。滝口委員の辞任願いに農業委員会として同意することについて、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号の滝口信夫委員の辞任については、同意することに決定いたしました。

以上で、令和 5 年 3 月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長(会長)

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局長

- ・最適化活動の目標等の設定について
- ・改選に伴う応募申込書資料の配付について
- ・農地の固定資産税について
- ・人事異動(内示)について

○ 議長(会長)

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会 3 月定例総会を閉会いたします。

閉会 午後 15 時 55 分